



アイデア説明文を 出願書類用文章に変換しよう

アイデア説明文で、出願書類の内容さえ理解してしまえば、後は簡単です。特許庁が出願書類に求める文章の形式に、アイデア説明文の文章を変換すればよいだけです。

文章の変換には、特許庁が求める文章形式にするための「である調の文体」や「定型句」があります。特許庁が、「このような文章で説明すれば、上手でわかりやすい文章に仕上げることができますよ」と、出願様式として教えてくれているので、その形に当てはめるだけです。

これから、10個のテーマ(10個の見出し項目)ごとに、変換の方法を説明していきます。まず最初に、「アイデアの説明文」の抜粋を紹介します。次に、見出し項目ごとの「定型句」を紹介します。最後に、定型句に文章を当てはめながら、特許出願書類用に変換した、「完成形の文章」を紹介します。

文章変換の様子を見ながら、文章作成法の参考にしてください。

①「アイデアの名前は〇〇です」⇒【発明の名称】

◎アイデア説明文

私の考えたアイデアの名前は、「消しゴム付き鉛筆」です。

◎【発明の名称】定型句

【発明の名称】（発明の名称をそのまま入れる）

定型句は特になく、カッコ内に、そのまま名称を入れるだけです。

◎完成文章

【発明の名称】 消しゴム付き鉛筆

②「これは〇〇のようなアイデアです」⇒【技術分野】

◎アイデア説明文

これは、鉛筆の一端に消しゴムをつけて、消しゴムをいつでも使うことができるようなアイデアです。

◎【技術分野】定型句

【技術分野】

【0001】

本発明は（アイデアの説明を入れる）（発明の名称）に関するものである。

◎完成文章

【技術分野】

【0001】

本発明は、鉛筆の一端に消しゴムをつけて、消しゴムをいつでも使うことが出来るようにした、消しゴム付き鉛筆に関するものである。

- ③「今までは、△△のような不便な状態でした。また、□□という似た商品がありました」⇒【背景技術】

◎アイデア説明文

今までは、鉛筆と消しゴムは別々でした。

なお、鉛筆と消しゴムがくっついているアイデアがあるか、参考までに調べてみたら、鉛筆と消しゴムをヒモでつなげたものはありました。

◎【背景技術】定型文

【背景技術】

【0002】

従来、（今までの状態説明）だった。

また、（似ている既存の商品紹介）は提案されていた（特許文献1参照）または（非特許文献1参照）。

◎完成文章

【背景技術】

【0002】

従来、消しゴムと鉛筆は別々だった。

また、鉛筆と消しゴムをヒモでつなげたものは提案されていた（非特許文献1参照）

- ④「例に挙げた、似た商品の所在(掲載雑誌や、特許情報)」⇒【先行技術文献】

◎アイデア説明文

(掲載雑誌「〇〇鉛筆株式会社の2013年度版カタログ 5頁」)

◎【先行技術文献】定型文

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】（情報をそのまま書き写す）

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献1】（情報をそのまま書き写す）

特許庁への出願番号がある技術文献等は、特許文献に該当します。また、雑誌やカタログに掲載されているものは、特許文献ではないため、非特許文献に該当します。

◎完成文章

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0003】

【非特許文献1】〇〇鉛筆株式会社2013年度版カタログ 5頁

消しゴム付き鉛筆の場合、非特許文献だけの紹介となるため、段落番号は【0003】だけとなります。もし、特許文献、非特許文献の両方を記載した場合は、次の見出し項目【発明が解決しようとする課題】の段落番号【0004】を【0005】にしてすらしませす。

- ⑤「不便な状態だった結果、××という欠点がありました」⇒【発明が解決しようとする課題】

◎アイデア説明文

消しゴムを使っていくうちに、小さくなってしまった消しゴムが使いにくかったり、消しゴムを見つけることが大変で、落とした時に探しにくい欠点や、ヒモで鉛筆と消しゴムをつなげた商品も、ヒモが邪魔で、消しゴムや鉛筆が使いにくい欠点がありました。